

お誘い合わせのうえ、来場ください

11 月はイベントの秋	4
「さしのべて あなたのその手 いちはやく」	
11 月は児童虐待防止推進月間	5
平成 29 年 4 月入園	
保育園・こども園園児募集.....	6
第 3 期参加者募集	
英語で遊ぼう.....	6
富里市出身の伊藤裕之さんがプロバスケット選手に	ほか
とみさとプラザ.....	14

市税の滞納について

滞納とは

市税を納期限までに納付しないことを言います。

納期限を過ぎると

納期限を過ぎても納付されないこと「督促状」を発送します。督促状を発送してから10日経過しても納付されない場合は「滞納処分」の対象となります。

督促状・催告状の

発送後も滞納が続くと

理由なく滞納が続いたときは、納期限までに税金を納めた納税者との公平性を保つため、そして市の財源確保のために積極的な差押などの滞納処分を実施しています。

滞納処分とは

滞納者の意思に関わりなく、滞納となつている税金を強制的に徴収するために、その人の財産（給与、預金、不動産、動産など）を差し押さえて、換価（差し押えた財産の取立てや公売）を行い、滞納になつている税金に充てて完納させる一連の手続きのことを言います。

滞予制度について

次の理由に該当するときは、申請することで、1年以内の期間に限り、徴収の滞予が認められる場合があります。

①財産について災害を受けた、または盗難に遭つた

②納税者またはその生計を一にする親族が病氣にかつた、または負傷した

③事業を廃止または休止した

④事業について著しい損失を受けた など

換価の滞予とは

納税について誠実な意思を有する人が、市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるときなど、一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の滞予が認められる場合があります。

滞予期間とは

徴収滞予の期間は原則1年以内です。しかし、やむを得ない理由があると認められたときは、すでに滞予をした期間と併せて、最長2年以内で徴収滞予することができます。

税金はくらしを支える大切な財源です

市税の納期内納付にご協力を

市税は、福祉や教育、道路などを支える大切な財源です。市税の納期内納付にご協力ください。

滞納すると、滞納した人にとつても、計算により延滞金が増える場合があるなど負担が増えてしまいます。

また、督促状や催告状の発送などの事務費用も発生します。この事務費用も税金から支出されます。今後も納期限内納付にご協力をお願いします。

図 納税課納税班

☎ (93) 0433

！

国民健康保険税（第5期）
後期高齢者医療保険料（第5期）
の納期限は、
11月30日(水)です。

●便利な「口座振替」をご利用ください。
●コンビニやペイジー、クレジットカードでも納付できます。
(後期高齢者医療保険料、介護保険料は除く)

差押件数

年度	24	25	26	27	28 (8月末)
対象					
不動産	16	24	16	23	15
給与	2	5	14	23	6
預貯金	254	487	738	913	368
生命保険	38	46	55	31	45
所得税還付金	2	9	5	8	5
その他	2	3	2	3	3
合計	314	574	830	1,001	442

納税相談はお早めに

納期限内に納付することが難しい人は、早めに納税課まで相談してください。

「納期限内に納付することが困難だから」と未納のままにしておくと、延滞金による負担が発生するほか、滞納処分の対象となります。

税について\ちよつと/考えてみよう!

税を考える週間

11月11日-11月17日

国税庁のホームページでは「国税庁の取り組み」や「税に関する情報」を紹介しています。

ドラマ仕立ての動画で紹介

イラストで紹介

マイナンバー制度についても紹介中

税を考える週間 検索 国税庁

問 成田税務署 ☎ (28) 5151

地方税の申告は エル タックス eLTAX で!

eLTAXは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

■eLTAXのメリット

○手続きは自宅やオフィスから

○複数の地方公共団体へまとめて一度に送信

○eLTAXのサービスは無料

平成29年1月から、国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出の一元化が始まります。

詳しくはホームページで確認できます。

●eLTAXホームページ

HP <http://www.eltax.jp/>

問い合わせ先

エルレンジャー

●ヘルプデスク ☎ 0570 (08) 1459

●(一社)地方税電子化協議会 ☎ (28) 5151

11 月は市税収納強化月間

市では、11月を収納強化月間として、市税などの未納がある人を対象に、電話催告や休日納付相談の開催日を増やして実施します。11月は、毎週日曜日に次の取り組みを行います。

■休日電話催告

市税の納付遅れや滞納額の増加を防止するため、納付の確認ができない人に電話でお知らせします。なお、特定の金融機関や口座番号への振り込み指示は行いません。

■市税休日納付相談

特別な事情で、市税の納付が困難な人のために休日納付相談を実施しています。詳しくは5ページに掲載しています。

連載特集

岩崎久彌と末廣農場

末廣別邸の寄附に至る経緯と
現在までの取り組み、そしてこれから

VOL. 2

久彌亡き後の末廣別邸と
末廣別邸の寄附の経緯について

内容は2、3ページに掲載しています。